

外国人住民の状況等

県人口と外国人住民数の推移

県人口と外国人住民数の推移（図1）を見ると、県人口が減少している一方、外国人住民数は平成25年から増加傾向を示している。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年に減少に転じたが、令和4年から再び増加に転じ、令和5年末は過去最多の17,783人になった。

県人口に対する外国人住民数の割合は（図2）は令和5年末に初めて1%を超えた。

図1 県人口と外国人住民数

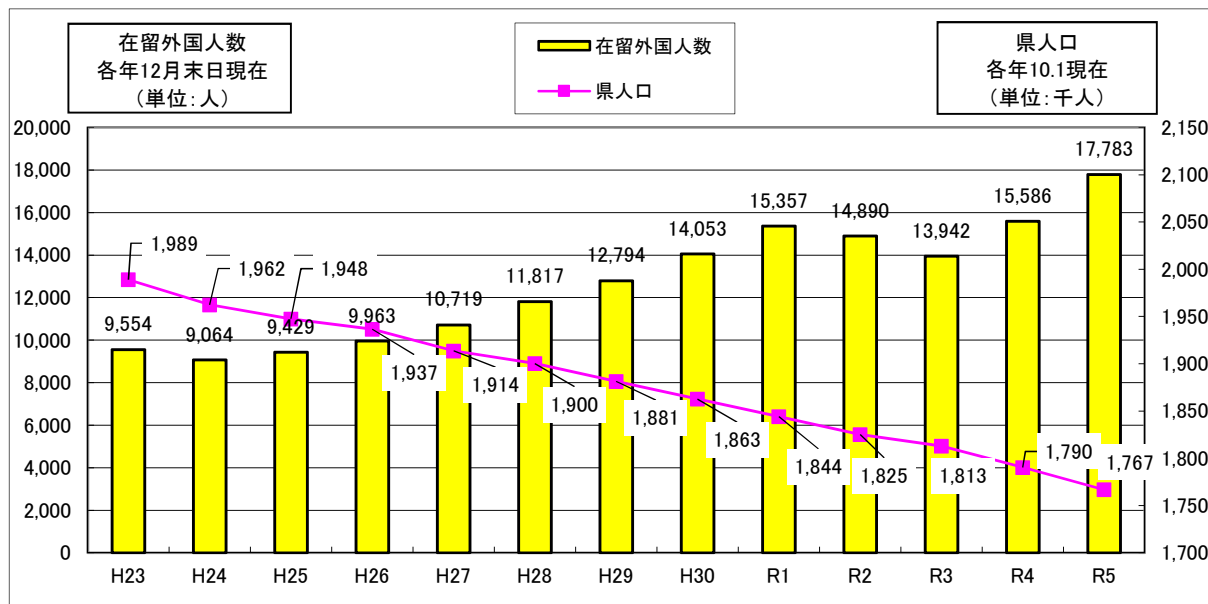
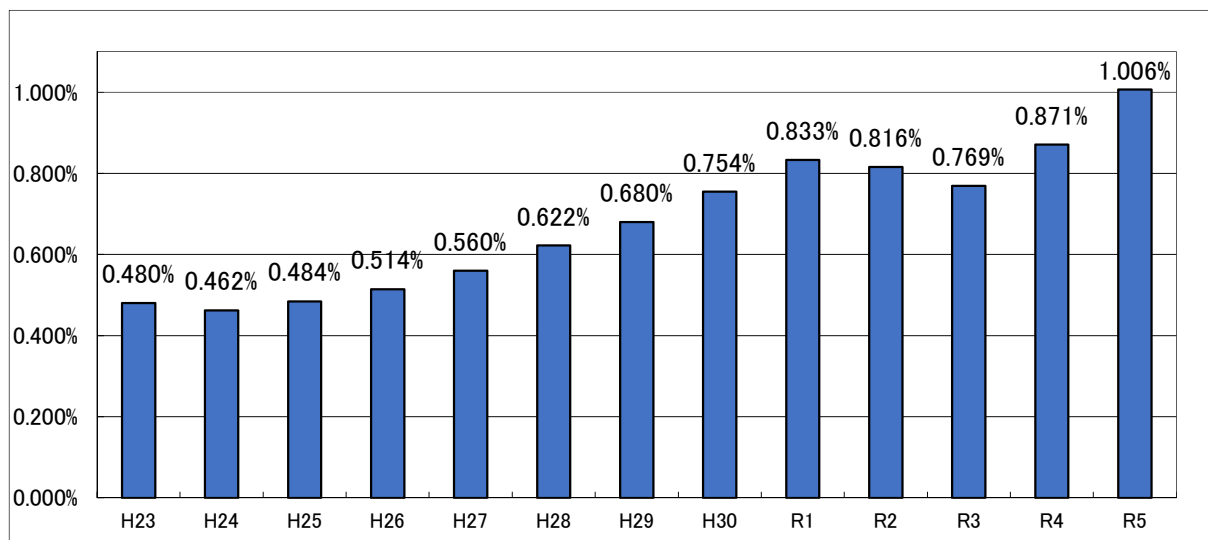


図2 県人口に対する外国人住民数割合



各年12月末日現在（国際課調べ）

県人口は各年10月1日現在の福島県の推計人口（統計課調べ）（H22, 27は国勢調査）

※外国人住民：県内に住所を有している外国籍の者。

※在留外国人：3ヶ月以上の在留期間の在留資格を有している外国籍の者。

※平成24年7月9日から新しい在留管理制度に移行したことにより、調査対象者を外国人登録法に基づく外国人登録者数から住民基本台帳に登録されている在留外国人数（外国人住民数）に変更した。対象となる外国人に違いがあることから、推移数の単純な比較はできない。

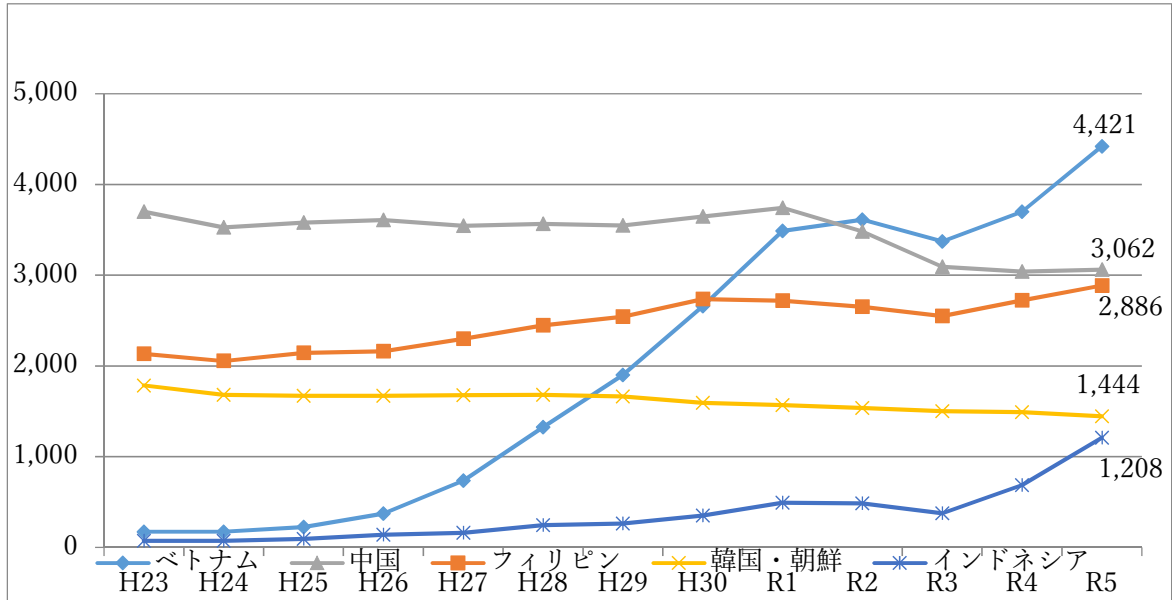
※令和5年10月1日現在 福島県の推計人口 1,766,912人（統計課調べ）

国籍・地域別の内訳

国籍・地域別人数の上位3か国はベトナム、中国、フィリピンとなっており、この上位3か国の合計は全体の約58%に達する。また、上位3か国以外で100名を超える国籍・地域は韓国・朝鮮、インドネシア、ネパール、ミャンマー、タイ、米国、ブラジル、パキスタン、インド、バングラデシュ、台湾、スリランカ、モンゴルである。

国籍・地域別の内訳（上位5か国・地域）

（単位：人）



各年12月末日現在（国際課調べ）

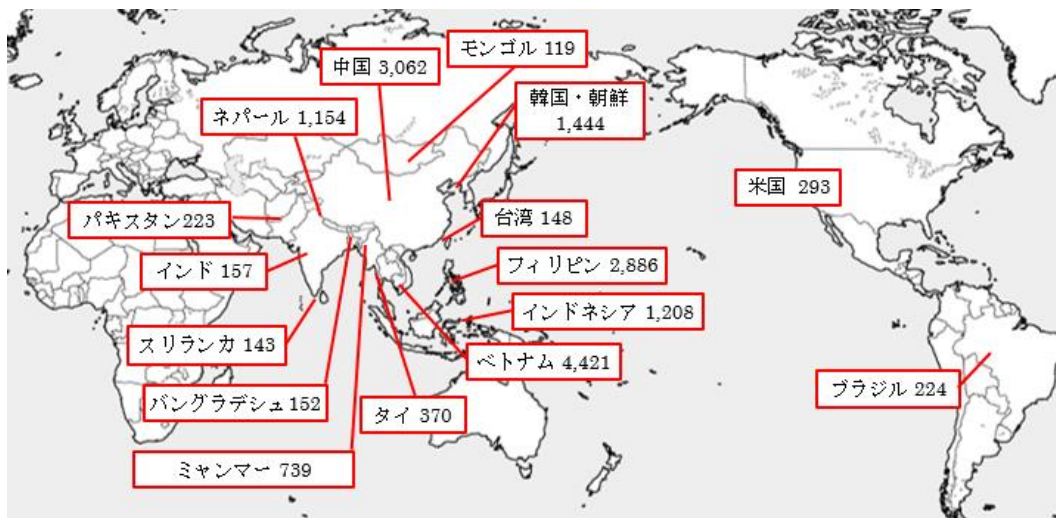
（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ベトナム	223	372	736	1,325	1,901	2,657	3,488	3,612	3,373	3,700	4,421
中国	3,578	3,607	3,546	3,564	3,547	3,647	3,742	3,480	3,093	3,039	3,062
フィリピン	2,144	2,162	2,300	2,447	2,543	2,735	2,719	2,650	2,550	2,722	2,886
韓国・朝鮮	1,669	1,672	1,679	1,682	1,664	1,593	1,569	1,537	1,500	1,491	1,444
（うち韓国）				(1,441)	(1,439)	(1,379)	(1,365)	(1,347)	(1,319)	(1,318)	(1,279)
インドネシア	91	137	160	244	262	349	492	484	376	684	1,208

各年12月末日現在（国際課調べ）

※法務省在留外国人統計の記載方法に従い、H28からは韓国と朝鮮を区別して計上した。

（単位：人）



市町村別外国人住民数

令和5年12月末日現在における各市町村の外国人住民の国籍・地域別人員数は、次のとおり。
外国人住民国籍・地域別人員調査表（1/2）（単位：人）

	ベトナム	中国	フィリピン	韓国	インドネシア	ネパール	ミャンマー	タイ	米国	ブラジル
1 福島市	398	484	413	162	146	208	114	47	38	25
2 会津若松市	205	218	126	118	22	19	14	13	30	2
3 郡山市	828	710	330	334	195	256	96	63	71	37
4 いわき市	850	400	526	260	189	354	276	66	52	14
5 白河市	175	119	196	29	47	42	34	20	12	22
6 須賀川市	190	64	95	23	24	14	12	24	5	13
7 喜多方市	110	44	63	32	17	3	2	6	5	
8 相馬市	87	43	52	29	16	15		9	2	13
9 二本松市	219	54	108	23	68	10	42	13	2	33
10 田村市	88	90	48	17	38	3	18	2	11	8
11 南相馬市	158	53	88	56	16	15	21	16	9	
12 伊達市	60	198	138	17	15		2	5	5	5
13 本宮市	70	53	30	17	42	10	30	3	3	
14 桑折町	2	17	11						2	
15 国見町	16	21	20	5						
16 川俣町	36	33	31		45		2		2	
17 大玉村	7	16	2	4					2	
18 鏡石町	25	4	15	6	10	7	2	3	3	3
19 天栄村	6	11	5	2	12					
20 下郷町		2		7	11					
21 桧枝岐村										
22 只見町	11		3		22	14		2		
23 南会津町	12	44	12	12			10			
24 北塩原村	20	3	2	4		5				
25 西会津町	8	15	4	3						
26 磐梯町		8	3						2	
27 猪苗代町	14	16	13	10	15	12			5	
28 会津坂下町	68	11	5	7	5	4	4	2		13
29 湯川村			3	2						
30 柳津町		3		2						
31 三島町										
32 金山町		7				6				
33 昭和村				2						
34 会津美里町	14	5	9	9	5		5			
35 西郷村	50	38	97	3	5	91		3		3
36 泉崎村	82	16	15	3		3	3		2	
37 中島村	37	3	2		12	6		2		
38 矢吹町	80	22	37	2	50	18	4	19	2	3
39 棚倉町	67	8	34	6	28	11	2	2	2	
40 矢祭町	15		14					2		
41 塙町	55	4	24		9	2	6	5		
42 鮫川村	24	4	4							
43 石川町	33	31	22	2	4			8	4	
44 玉川村	23		13		2		3	10		2
45 平田村	63	14	34	2	3					
46 浅川町	21	2	9			5	2	5		
47 古殿町	3	32	39		5		6	2		4
48 三春町	11	27	17	4			2	6	3	
49 小野町	22	8	11	5	83		4			18
50 広野町	13	3	5	7	9		10			
51 檜葉町	93	12	12	5	5	9				
52 富岡町	8	25	20	9	9	7	5			
53 川内村	7	10	9							
54 大熊町		9	20	7						
55 双葉町	4	8	13	2						
56 浪江町	16	21	20	7	6			2		
57 葛尾村	6		8							
58 新地町	10	6	4	8	12				2	2
59 飯館村		6	49	6						
合計	4,421	3,062	2,886	1,279	1,208	1,154	739	370	293	224

令和5年12月末日現在（国際課調べ）

※1 全体の国籍・地域数104カ所（無国籍を除く）の内、合計人数が100人以上の国籍・地域を記載。

※2 個人情報保護の観点から、各国籍・地域別人員欄において0又は1のものは空欄とした。また、各市町村別の合計欄が5人以下の市町村は空欄とした。

外国人住民国籍・地域別人員調査表（2/2）

（単位：人）

	パキスタン	朝鮮	インド	バングラ デシュ	台湾	スリラン カ	モンゴル	その他	合計	前年度 合計
1 福島市	27	5	31	21	19	8	6	158	2,310	2,032
2 会津若松市	6	12	42	10	39	14	2	137	1,029	950
3 郡山市	35	64	29	71	13	26	14	160	3,332	2,985
4 いわき市	43	40	16	9	24	17	28	138	3,302	2,947
5 白河市	12		4	18	5	17	29	25	807	719
6 須賀川市	2	7	6		4	5		34	522	437
7 喜多方市	4	7	3		3	10		16	325	318
8 相馬市				2				14	284	261
9 二本松市	11		3		4	2	4	40	637	489
10 田村市			5		2			13	343	301
11 南相馬市	2	5			4	2	32	39	518	483
12 伊達市	10		4	4		5		37	508	445
13 本宮市					2			37	297	226
14 桑折町	6							2	42	31
15 国見町								2	67	62
16 川俣町								3	154	139
17 大玉村									32	40
18 鏡石町								3	82	64
19 天栄村								46	85	78
20 下郷町									24	20
21 桧枝岐村										
22 只見町								4	59	50
23 南会津町							2	4	100	82
24 北塩原村						20			57	37
25 西会津町								9	42	28
26 磐梯町					4			4	21	15
27 猪苗代町								16	104	99
28 会津坂下町						3		6	130	102
29 湯川村								2	8	8
30 柳津町								2	10	17
31 三島町									9	7
32 金山町									13	10
33 昭和村										
34 会津美里町		2						2	54	54
35 西郷村	19	11		3	2	9		16	352	278
36 泉崎村	9							7	143	109
37 中島村									65	33
38 矢吹町	34				3			7	281	201
39 棚倉町								3	164	141
40 矢祭町									33	34
41 塙町			5					9	120	115
42 鮫川村									35	24
43 石川町								17	121	84
44 玉川村									55	49
45 平田村									118	106
46 浅川町									47	37
47 古殿町									92	68
48 三春町									72	78
49 小野町								7	159	136
50 広野町				7					56	66
51 檜葉町		2	3						145	119
52 富岡町			2		2	4		4	98	82
53 川内村									27	36
54 大熊町					4			2	45	44
55 双葉町								3	33	29
56 浪江町									78	62
57 葛尾村									16	18
58 新地町								3	52	40
59 飯舘村									62	54
合計	223	165	157	152	148	143	119	1,040	17,783	15,586

令和5年12月末日現在（国際課調べ）

※3平成24年7月9日から外国人登録法が廃止されて新たな在留管理制度が開始され、対象となる人に違いがあることから、平成23年以前の数値との単純な比較はできない。

※4法務省在留外国人統計の記載方法に従い、中国と台湾、韓国と朝鮮をそれぞれ区別して計上している。

在留外国人の性別年齢別構成

県内在留外国人の年齢別構成については、男女ともに20代の人数が多い。
性別では、男性が7,531人、女性が9,258人である。

在留外国人の年齢と性別

(単位：人)

年齢	男性	女性	合計
0～4歳	147	128	275
5～9歳	114	116	230
10～14歳	97	107	204
15～19歳	271	273	544
20～24歳	1,654	1,277	2,931
25～29歳	1,812	1,258	3,070
30～34歳	1,217	981	2,198
35～39歳	629	698	1,327
40～44歳	404	843	1,247
45～49歳	307	821	1,128
50～54歳	225	1,001	1,226
55～59歳	187	737	924
60～64歳	162	463	625
65～69歳	106	258	364
70～74歳	103	132	235
75～79歳	54	78	132
80歳以上	42	87	129
合計	7,531	9,258	16,789

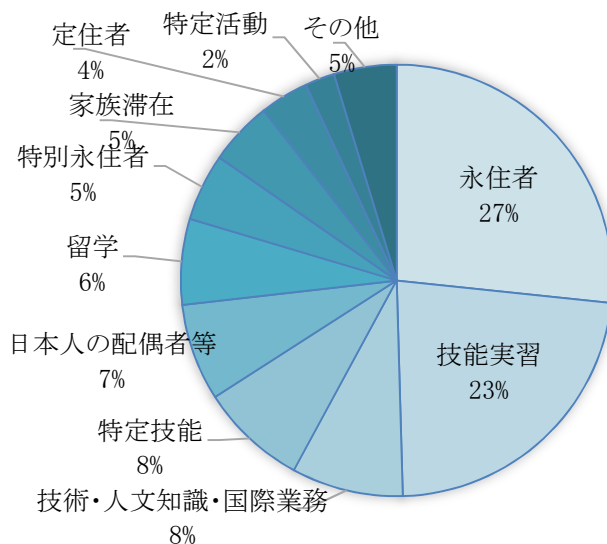
令和5年6月30日現在 在留外国人統計（法務省、令和5年10月13日公表）

在留外国人の在留資格別割合

県内在留外国人の在留資格別の割合については、「永住者」が最も多く、次いで「技能実習」
(注1)、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」(注2)、「日本人の配偶者等」となっている。

(単位：人)

在留資格	人数
永住者	4,477
技能実習	3,841
技術・人文知識・国際業務	1,404
特定技能	1,346
日本人の配偶者等	1,219
留学	1,079
特別永住者	846
家族滞在	804
定住者	611
特定活動	373
その他	789
合計	16,789



令和5年6月30日現在 在留外国人統計（法務省、令和5年10月13日公表）

(注1) 技能実習は在留資格「技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロ」の合算。

(注2) 特定技能は在留資格「特定技能1号及び2号」の合算。

在留外国人の国籍・地域別 在留資格別割合

県内在留外国人の国籍・地域別 在留資格別の割合については以下のとおり。

(単位：人)

国・地域	計	永住者	技能実習	技術・ 人文知識・ 国際業務	留学	家族滞在	定住者	特定技能	日本人の 配偶者等	特定活動	その他	特別永住者
ベトナム	4,116	63	2,254	531	62	150	12	866	50	110	18	
中国	3,062	1,731	282	101	183	147	93	69	193	40	223	
フィリピン	2,853	1,402	296	57	17	49	324	94	504	37	73	
韓国	1,313	406		22	31	13	39	2	85	3	20	692
ネパール	1,055	28	13	228	446	209	3	61	15	11	41	
インドネシア	871	33	590	17	11	13	5	159	16	19	8	
ミャンマー	582	8	201	85	108	16	12	53	2	95	2	
タイ	367	158	40	12	2	2	15	26	74	5	33	
米国	298	77		23	5	12			66		112	3
ブラジル	223	137			2		50		30		4	
その他	2,049	434	165	328	212	193	58	16	184	53	255	151
総数	16,789	4,477	3,841	1,404	1,079	804	611	1,346	1,219	373	789	846

令和5年6月30日現在 在留外国人統計（法務省、令和5年10月13日公表）

(注1) 技能実習は在留資格「技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロ」の合算。

(注2) 特定技能は在留資格「特定技能1号及び2号」の合算。

中国帰国者

昭和 20 年 8 月 9 日のソ連軍対日参戦後の混乱の中で、生活手段を失い、中国人の妻又は夫となるなどして中国に留まった婦人等を「中国残留婦人等」と、また、親兄弟と生別又は死別し孤児となって中国人に引き取られ、自己の身元を知らないまま今日を迎えた当時 13 歳未満の子供を「中国残留孤児」と呼び、これらの人々を「中国残留邦人」と総称している。

また、昭和 47 年 9 月の日中国交正常化後に国の支援を受けて永住帰国した中国残留邦人及びその家族等（国費帰国者）と中国残留邦人が自ら呼び寄せた家族等（呼び寄せ家族等）を総称して「中国帰国者」という。

令和 5 年 11 月末日現在、永住帰国した中国残留邦人は 6,725 人に及ぶ。（国費帰国者は 20,912 人、呼び寄せ家族等の人数は不明）

本県へ永住帰国した中国残留邦人は 181 人（国費帰国者は 685 人）である。

中国帰国者の中には日本語が不自由で、生活習慣が異なるため日本社会に適応できずにいる人、さらに就労もままならず生活困難に陥っている人が少なくない。

このため、国は地方公共団体等と連携を図りながら、国費帰国者への通訳の派遣、日本語の習得支援、就労支援、帰国者同士の交流支援など日本社会に適応するための様々な支援策を講じている。

さらに平成 20 年度からは、中国残留邦人への老齢基礎年金の支給、生活支援を必要としている中国残留邦人及びその配偶者への支援給付金の支給などの経済的支援策を講じている。

なお、県内に居住している中国残留邦人の数については、把握が困難になったため、平成 28 年度版より掲載しないこととした。

（県内データ：令和 5 年 11 月末日現在 社会福祉課調べ、全国データ：令和 5 年 11 月末日現在 厚生労働省調べ）

ウクライナ避難民の受入れ

令和 4 年 2 月 24 日にロシアがウクライナへ軍事侵攻を開始したことに伴い、国はウクライナから国外へ避難する人々の日本への受入れを表明した。在ポーランド日本国大使館にウクライナ避難民支援チームを設置し、政府専用機での移送や民間航空機の一部座席の借り上げなど、日本への避難を希望する者の渡航支援を行った。

国がウクライナ避難民の国内受入れを表明した令和 4 年 3 月 2 日以降、ウクライナから日本へ避難した者の数は、令和 5 年 12 月末日現在で 2,582 人に及ぶ。

本県にも、親族・知人を頼って避難した者や留学生として大学に入学した者がおり、令和 5 年 12 月現在、本県で生活を続けているウクライナ避難民の数は、15 名となっている。

国や（公財）日本財団では、ウクライナ避難民のための生活費や医療費等の支援を行うほか、各地方自治体や民間企業等でも住居や物資・サービスの提供など、様々な支援が行われている。

本県では、ウクライナ避難民の生活を支援するため、「ふくしまウクライナ避難民支援金」への協力を県民等に広く呼び掛け、集まった支援金の配分・支給を行った。

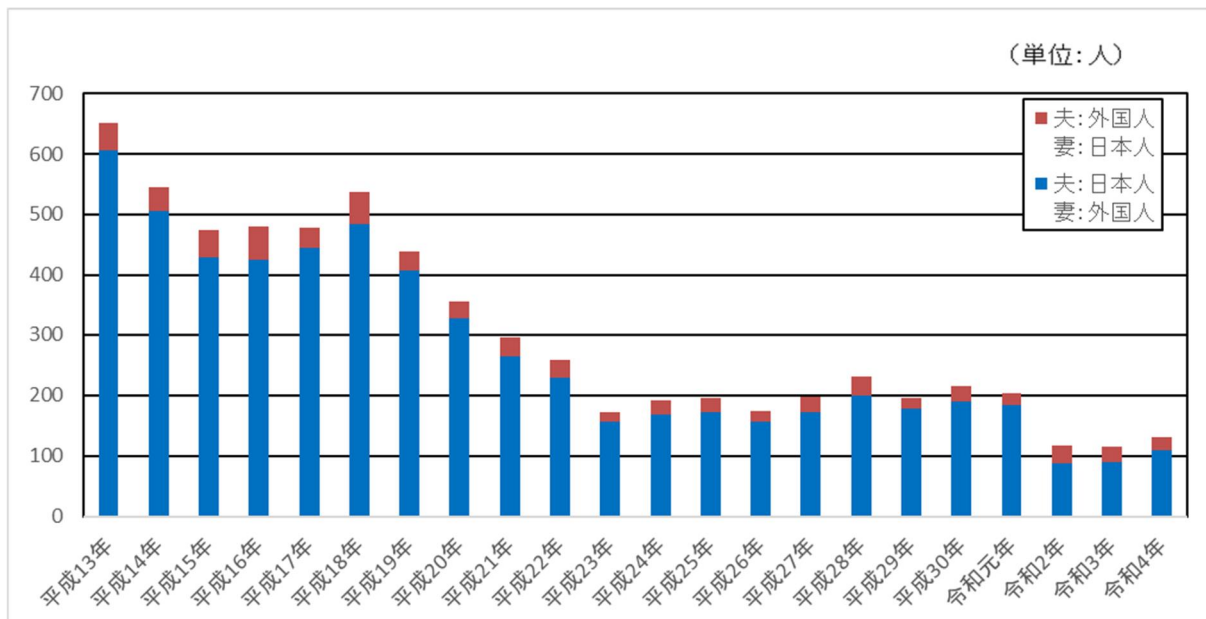
国際結婚数

令和4年の福島県内の国際結婚数は132組で、総婚姻数の約45組に1組の割合となっている。なお、全国の国際結婚数は17,685組で約29組に1組となっている。

福島県の国際結婚の状況（単位：組、％）

	婚姻総数	夫婦とも日本人	夫婦の一方が外国人	構成比	「夫婦の一方が外国人」の内訳			
					妻：外国人	構成比	夫：外国人	構成比
平成13年	12,623	11,973	650	5.1	606	93.2	44	6.8
平成14年	11,472	10,927	545	4.8	505	92.7	40	7.3
平成15年	10,991	10,516	475	4.3	429	90.3	46	9.7
平成16年	10,562	10,082	480	4.5	425	88.5	55	11.6
平成17年	10,606	10,127	479	4.5	445	92.9	34	7.1
平成18年	10,512	9,975	537	5.1	485	90.3	52	9.7
平成19年	10,178	9,739	439	4.3	407	92.7	32	7.3
平成20年	10,252	9,895	357	3.5	327	91.6	30	8.4
平成21年	9,764	9,468	296	3.0	265	89.5	31	10.5
平成22年	9,582	9,323	259	2.7	229	88.4	30	11.6
平成23年	8,796	8,624	172	2.0	157	91.3	15	8.7
平成24年	9,285	9,094	191	2.1	169	88.5	22	11.5
平成25年	9,069	8,874	195	2.1	172	88.2	23	11.7
平成26年	8,711	8,536	175	2.0	157	89.7	18	10.3
平成27年	8,888	8,691	197	2.2	173	87.8	24	12.2
平成28年	8,682	8,451	231	2.7	200	86.6	31	13.4
平成29年	8,075	7,879	196	2.4	178	90.8	18	9.2
平成30年	7,685	7,470	215	2.8	190	88.4	25	11.6
令和元年	7,510	7,307	203	2.7	184	90.6	19	9.4
令和2年	6,674	6,557	117	1.8	87	74.4	30	25.6
令和3年	6,346	6,231	115	1.8	89	77.4	26	22.6
令和4年	6,088	5,956	132	2.2	109	82.6	23	17.4

福島県の国際結婚の推移



夫婦の国籍別にみた婚姻件数

妻が日本人・夫が外国人⇒夫の国籍別内訳

国籍	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
韓国・朝鮮	2	4	2	7	6	7	2	3	4	5	5	1
中国	2	2	5		3	2		3	2	4	2	2
フィリピン			1		1		2	1			3	
タイ				2		1						
米国	2	6	4	4	7	4	2		1	4	6	3
英国	1	2	1		1	5	1	2	1		2	
ブラジル		1	1	1	2		2			1	1	1
ペルー	1							1				
その他の国	7	7	9	4	4	12	9	15	11	16	7	16
総数	15	22	23	23	24	31	18	25	19	30	26	23

夫が日本人・妻が外国人⇒妻の国籍別内訳

国籍	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
韓国・朝鮮	15	23	25	13	12	13	15	14	14	4	4	3
中国	69	70	61	45	47	58	47	44	38	16	19	17
フィリピン	48	42	61	59	53	82	72	84	80	25	28	44
タイ	5	8	5	6	12	8	12	8	7	9	2	3
米国	2	2	1	1	1	1					2	3
英国		1					1		2	1		
ブラジル				2	4	1	1	1		1		1
ペルー			1									1
その他の国	18	23	18	31	44	37	30	39	43	31	34	37
総数	157	169	172	157	173	200	178	190	184	87	89	109

厚生労働省「人口動態統計(令和4年)」より(保健福祉総務課調べ)

外国人雇用状況

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、全ての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ・離職時に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出ることを義務付けるものである。

平成20年度より毎年10月末現在の届出状況を集計し、公表している。

令和5年10月末現在、県内2,328事業所（対前年比9.4%増）で11,987人（対前年比20.7%増）の外国人が雇用されている。外国人労働者数は、過去最多となった。

これまでの推移を見ると、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、平成22年10月末時点の外国人労働者数である3,767人に対して、平成23年10月末時点では、2,493人と対前年比で33.8%と大幅な減少がみられた。その後、平成24年10月末現在では2,812人（対前年比12.8%増）と増加に転じ、令和5年10月末の時点では11,987人と震災前（平成22年10月末）と比較した場合、218.2%増加している。（第1図）

国籍別外国人労働者数は、ベトナムが最も多く4,055人で全体の33.8%を占め、次いでフィリピン2,243人で全体の18.7%を占めている。以下、中国（香港、マカオを含む）が1,355人、ネパール1,066人の順となっている。（第2図）

在留資格別では、「技能実習」が4,408人と最も多く、次いで「身分に基づく在留資格」2,942人、「専門的・技術的分野」が2,909人、「資格外活動」が1,278人の順となっている。（第3図）

〈産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数〉

（単位：所、人、％）

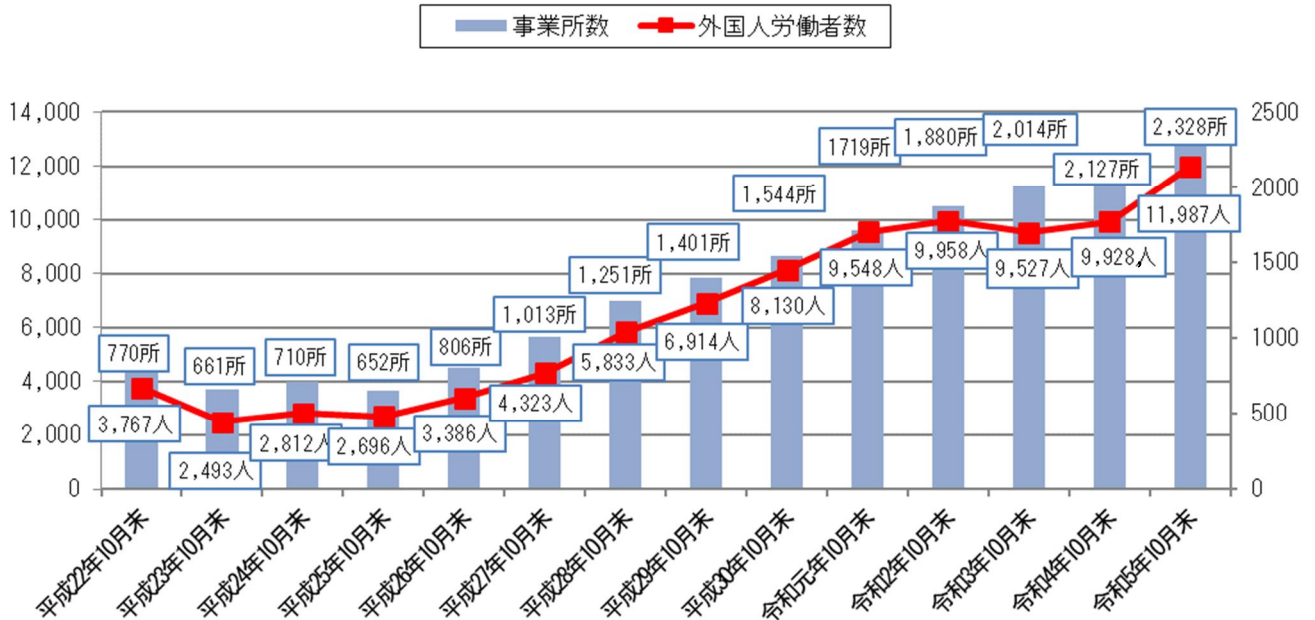
	事業所数		外国人労働者数		
	事業所	構成比	人数	構成比	
産 業 分 類 別	農業、林業	63	2.7	345	2.9
	漁業	2	0.1	21	0.2
	建設業	383	16.5	1155	9.6
	製造業	561	24.1	4,531	37.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.2	8	0.1
	情報通信業	22	0.9	55	0.5
	運輸業、郵便業	35	1.5	100	0.8
	卸売業、小売業	320	13.7	1,808	15.1
	金融業、保険業	5	0.2	12	0.1
	不動産業、物品賃貸業	12	0.5	51	0.4
	学術研究、専門・技術サービス業	36	1.5	86	0.7
	宿泊業、飲食サービス業	326	14.0	877	7.3
	生活関連サービス業、娯楽業	60	2.6	392	3.3
	教育、学習支援事業	84	3.6	309	2.6
	医療、福祉	170	7.3	527	4.4
	複合サービス事業	9	0.4	14	0.1
	サービス業（他に分類されないもの）	190	8.2	1,505	12.6
	公務（他に分類されるものを除く）	44	1.9	179	1.5
	分類不能	2	0.1	12	0.1
合 計	2,328	100.0	11,987	100.0	

令和5年10月末現在（福島労働局）

「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】

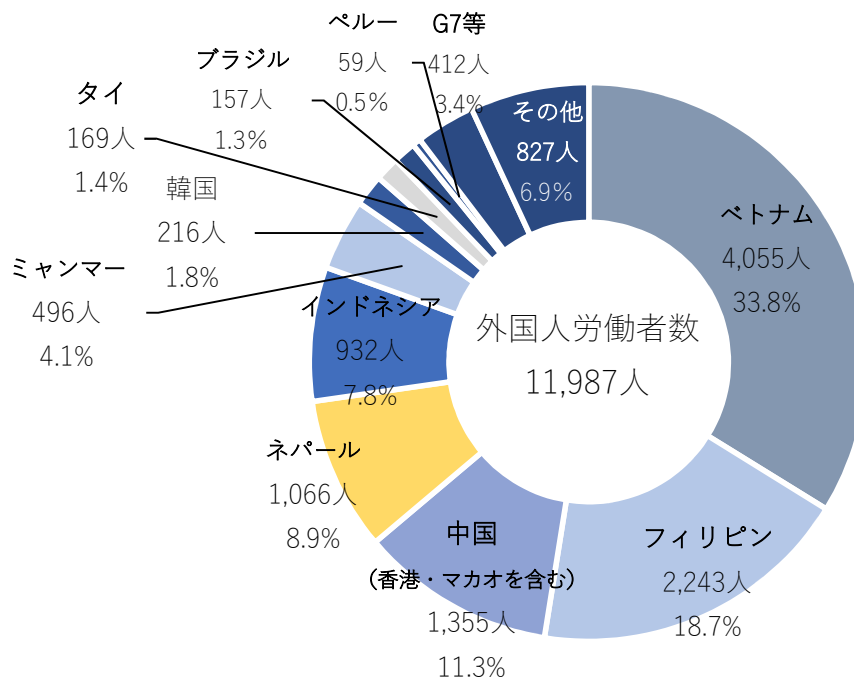
1 外国人を雇用している事業所数と外国人労働者数（第1図）

外国人を雇用している事業所数は2,328事業所(前年2,127事業所、対前年比9.4%増加)であり、外国人労働者数は11,987人(前年9,928人、対前年比20.7%増加)であった。



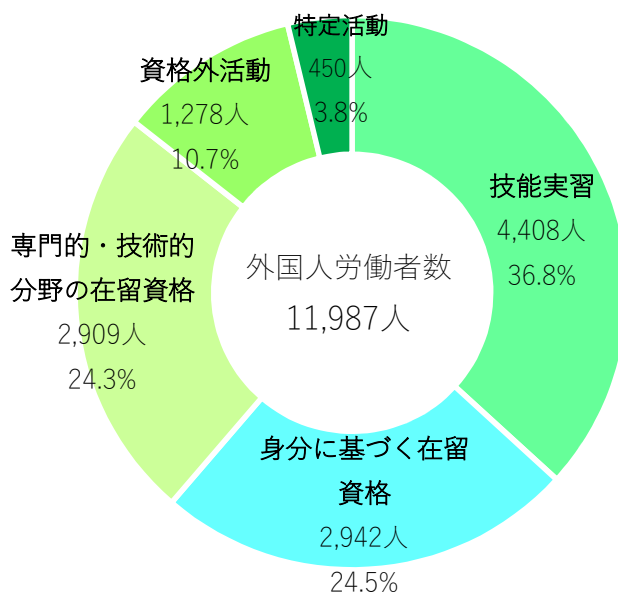
2 国籍別外国人労働者の割合（第2図）

国籍別の外国人労働者数は、ベトナムが最も多く4,055人で全体の33.8%を占め、次いでフィリピン2,243人(同18.7%)、中国1,355人(同11.3%)、ネパール1,066人(同8.9%)、インドネシア932人(同7.8%)、ミャンマー496人(同4.1%)、韓国216人(同1.8%)、タイ169人(同1.4%)となり、前述のアジア地域で10,532人と全体の87.9%を占めている。



3 在留資格別外国人労働者の割合（第3図）

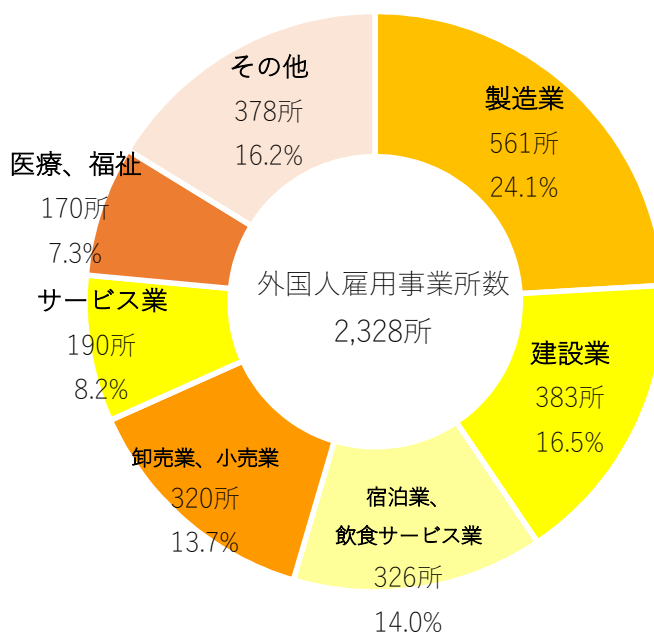
在留資格別では、「技能実習」が4,408人で36.8%を占め、次いで「身分に基づく在留資格」2,942人（同24.5%）、「専門的・技術的分野の在留資格」2,909人（同24.3%）、「資格外活動」1,278人（同10.7%）となっている。



4 産業別外国人雇用事業所の割合（第4図）

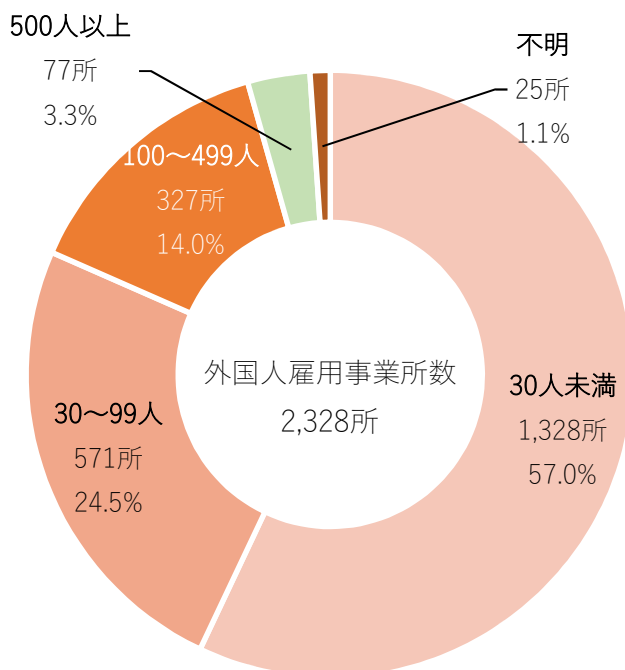
産業別にみると外国人労働者を雇用する事業所は、製造業が24.1%（前年25.3%）、「建設業」が16.5%（前年16.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」が14.0%（前年13.9%）、「卸売業、小売業」が13.7%（前年13.9%）の順となっている。

なお、製造業は外国人労働者数においても最も多く4,531人が就労しており、就労する外国人労働者全体（11,987人）に占める割合も37.8%となっている。



5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合（第5図）

事業所の規模別では、外国人労働者を雇用する事業所数は「30人未満規模の事業所」が1,328事業所と最も多く全事業所数（2,328所）の57.0%と半数以上を占めている。



外国人児童生徒等

県教育庁の調べによると、県内の帰国児童生徒(1年以上海外に在住するなどした日本国籍の児童生徒)は表1のとおりである。また、外国籍の児童生徒は、小中高合わせて311人(表2)である。

日本語指導が必要な児童生徒は小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。)70人、中学校(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)27人、県立高校16人(表3)であった。

これらに対応する施策として、県教育委員会は日本語指導を必要とする児童・生徒が多い小中学校に日本語指導教員を加配(3人)しているほか、特定の県立高校に特別枠を設け帰国・外国人生徒に対し高等学校入学選抜において特別な配慮をしている。

表1 帰国児童生徒(公立)

	帰国児童生徒					
	小学校		中学校		合計	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
H10	56校	99人	15校	32人	71校	131人
H11	54校	88人	18校	29人	72校	117人
H12	68校	136人	22校	35人	90校	171人
H13	64校	111人	17校	24人	81校	135人
H14	63校	120人	24校	35人	87校	155人
H15	58校	123人	25校	43人	83校	166人
H16	56校	100人	25校	35人	81校	135人
H17	53校	89人	25校	44人	78校	133人
H18	39校	69人	27校	54人	66校	123人
H19	42校	78人	20校	35人	62校	113人
H20	44校	78人	27校	39人	71校	117人
H21	43校	84人	29校	40人	72校	124人
H22	37校	68人	19校	26人	56校	94人
H23	32校	58人	17校	24人	49校	82人
H24	30校	47人	11校	16人	41校	63人
H25	25校	44人	11校	21人	36校	65人
H26	33校	49人	14校	30人	47校	79人
H27	29校	49人	11校	14人	40校	63人
H28	29校	40人	17校	21人	46校	61人
H29	34校	55人	20校	29人	54校	84人
H30	32校	48人	17校	27人	49校	75人
R1	26校	41人	16校	22人	42校	63人
R2	41校	65人	14校	20人	55校	85人
R3	39校	68人	14校	24人	53校	92人
R4	28校	47人	10校	13人	38校	60人
R5	17校	25人	6校	6人	23校	31人

※帰国児童生徒：日本国籍を有し、かつ、海外に1年間以上在留した後に帰国した児童生徒

※学校数の合計は、義務教育学校について、前期課程と後期課程にわけて集計しているため、延べ学校数となる。

表2 外国籍児童生徒（公立）

（単位：人）

	小学校	中学校	高校	合計
H20	181	136	93	410
H21	170	116	96	382
H22	154	96	58	308
H23	110	64	82	256
H24	87	60	68	215
H25	88	70	55	213
H26	71	57	44	172
H27	91	54	55	200
H28	86	55	51	192
H29	124	62	52	238
H30	145	55	55	255
R1	157	65	55	277
R2	140	67	46	253
R3	144	77	42	263
R4	162	82	42	286
R5	181	77	53	311

表3 日本語指導を必要とする児童生徒数

（単位：人）

	小学校	中学校	高校	合計
H20	47	26	23	96
H21	60	27	19	106
H22	57	18	17	92
H23	44	10	16	70
H24	31	14	9	54
H25	40	17	12	69
H26	40	23	8	71
H27	57	21	6	84
H28	62	30	4	96
H29	73	26	4	103
H30	72	17	10	99
R1	72	20	14	106
R2	53	32	14	99
R3	47	23	11	81
R4	72	27	9	108
R5	70	27	16	113

（令和5年12月現在義務教育課・高校教育課調べ）